

## 第3節 下水道

### (1) アメリカ

#### I 整備状況

##### ○制度

種別	整備主体	費用負担	管理主体	費用負担
下水道	市町村 特別区	連邦(EPA)、州、市町村 連邦(EPA)、州、特別区	市町村 特別区	市町村 特別区

(出所: (社)日本下水道協会「欧米主要国の下水道行政」、1985; EPA, "Environmental Quality," 1993)

##### ○整備水準

排水人口比率 73%(1992)

(出所:平成6年版「建設白書」)

#### II 連邦、州、市町村の役割分担

連邦(環境保護庁; EPA)は、水質保全法(Clean Water Act; CWA)に基づき、公共用水域について、排水基準及び水質保全目標の設定、排水許可事務(NPDES permit)、水質監視、下水処理施設に係る援助等を行っている。ちなみに、EPAによる補助は、1994年で17億9,800万ドル(見込み)、1995年大統領予算案においては18億5,000万ドルとなっている。

州も、CWAを受けた形で州法を制定し、水質の監視や水質改善プログラム(EPAの承認を要する。)を実施したり、連邦からの補助金の市町村への配分や州独自の市町村への補助を行っている。

下水道事業の実施主体は、市町村及び関係市町村で構成する特別区であるが、財源状況が厳しいところでは、積極的に官民パートナーシップを推進している。なお、維持管理費は、下水道使用料で賄われている。

(出所: EPA, "Environmental Quality," 1993)

## (2)イギリス

### I 整備状況

#### ○制度

種別	整備・管理主体	費用負担
下水道	上下水道事業会社 (the Water Service companies)	上下水道事業会社 (the Water Service companies)

(出所: HMSO, "The Government's Expenditure Plans 1990-91 to 1991-92";  
Department of the Environment, "Annual Report 1991")

#### ○整備水準

排水人口比率 96%(1990) (うち最終処分場を有するものは83%)

(出所: 赤井裕司「英国の国土政策」、1990)

### II 国、県、市町村の役割分担

かつては、流域毎に設立された10の水管理公社 (Regional Water Authorities) が治水、水質管理、レクリエーション事業、舟運等のほか、上下水道等の利水も担当していた (1973年水法、1974年水法)。その後、サッチャー政権による民営化政策のもと、上下水道については、上下水道事業会社 (the Water Service companies) に引継がれた。1990年現在、英国中で、上水道事業のみ行う会社は29会社、上水道・下水道双方の事業を行う会社は10会社である。

この際、顧客 (住民) 保護のため、サービスの適正水準を確保し、料金規制を行う監督機関として、上下水道事業監督局 (Office of Water Services: OFWAT) が設立された。OFWATに係る諸経費は、各会社からの特許料で賄われている。OFWATは、特に環境省や全国河川庁との緊密な連絡・調整のもと、その業務を遂行している。

(出所: DoE, "annual report 1994")

(3)フランス

I 整備状況

○制度

種別	整備主体	費用負担	管理主体	費用負担
公共下水道	市町村 (市町村事務組合、広域市町村区、都市共同体、混成事務組合*)	国(環境省、内務省、農林省)、州、県、市町村、水管理庁、国家導水開発基金(農林省)	市町村	市町村、水管理庁
自主管理汚水処理施設 戸別汚水処理施設 共同汚水処理施設	各戸 関係者又は市町村	各戸 関係者、市町村	各戸 関係者又は市町村	各戸 関係者又は市町村

\*混成事務組合とは、州、県、市町村及びその他の公法人からなる公施設法人である。

(出所：(財)自治体国際化協会「フランスの下水道」、1992)

○財源 (1982) (単位：億フラン)

全体 46.0 (国 7.4：水管理庁 5.0：州 1.8：県 4.6：市町村 27.2)

排水賦課金、取水賦課金 (水管理庁がそれぞれ排水者、取水者より徴収)

排水税 (不動産に賦課する受益者負担金的な税で市町村が徴収)

衛生税 (上水道使用料に一定の率をかけた額を市町村が徴収)

(出所：(社)日本下水道協会「欧米主要国の下水道行財政」、1985)

○整備水準

排水人口比率 68%(1992)

(出所：平成6年版「建設白書」)

II 国、州、県、市町村の役割分担

下水道については、市町村が重要な役割を果たしている。市町村には、公共下水道の設置のほか、非公共下水道処理施設の検査 (必要な場合には、その維持) も義務付けられている (市町村法典)。国は、公共投資に係る一括補助金である建設整備費総合交付金 (Dotation Globale d' Equipment; DGE) を州、県及び市町村に交付しているが、その事業費に占める割合は比較的小さい。

州や県は、国から交付されたDGEや自己財源により、市町村に財政的援助を行っている。州は、1982年に地方自治体となった経緯もあり、下水道についてそれほど大きい役割を果たしてはいない。県は、下水道に関する特別警察権を有していないため、従来は関与に消極的であったが、最近はその財政的役割を強めている。

国は、流域単位に全仏で6つ設立されている水管理庁 (agence de l'eau: 旧称を流域財政庁 (agence financière de bassin) といい、1992年水法により権限が強化された。) による監督という形でも、関与している。水管理庁は、上水事業者等に対する取水賦課金、企業や自治体等に対する排水賦課金等を財源として、市町村に事業実施に際して技術的助成や財政的援助 (建設費に係る補助率は国庫補助と合わせて最大80%) を行っているほか、企業や市町村に対し、排水処理奨励金を交付している (維持管理費の財源となっている)。

このほか、農村部の市町村に対しては、補助対象事業費の50%を上限として、国家導水開発基金 (FNDAE) から補助が行われている。これは、農村部の財政能力から生ずる不均衡を解消し、全国的に上下水道サービスの一定水準を維持する目的を有している。

なお、近年、施設建設や維持管理に係るコストの問題等から、市町村事務組合、広域市町村区、都市共同体等を設立し、共同処理を行う市町村が増えている。

(出所: (社)日本下水道協会「欧米主要国の下水道行財政」、1985; (財)自治体国際化協会「フランスの下水道」、1992)

#### (4)ドイツ

##### I 整備状況

###### ○制度

種別	整備主体	費用負担	管理主体	費用負担
公共下水道	市町村 水組合	連邦(特例的)、州、市町村 連邦(特例的)、州、市町村 水組合	市町村 水組合	市町村 水組合

\*水組合は、流域内の下水処理、洪水や排水の安定化(治水)、上水の供給、水質保全等を業務目的とする組合であり、連邦、州に次ぐ河川管理者と言うべきものである。関係市町村、上水関係企業、下水処理に依存する企業等から構成されており、州の監督を受ける(各州で水組合法が制定されている。)。代表的なものとして、ルール水組合、エムシャー川水組合がある。

(出所:(社)日本下水道協会「欧米主要国の下水道行政」、1985; (財)国民経済研究協会「欧米主要国における公共投資についての調査研究報告書」、1982)

###### ○財源

排水賦課金

###### ○整備水準

排水人口比率 89%(1979) (管渠のみのものを含む。同年で、簡易処理をしているものは82%、完全生物学的処理をしているものは53%)

(出所:(社)日本下水道協会「欧米主要国の下水道行政」、1985)

##### II 連邦、州、市町村の役割分担

下水道の建設及び維持管理についての原則は、公共用水域の利用及び保全に関する基本法である連邦水管理法により定められているが、細則は各州の水法に委ねられている。

連邦は、その環境プログラムの中で下水道に関する全国レベルの整備目標を定め、技術開発に関して補助を行っているが、事業自体に対する補助は基本的に行っておらず、特定の事業に対して特例的に補助を行うことがあるのみである。

州は、連邦水法に定める水域の利用に関する許可権限を有するほか、排水賦課金の徴収(排水賦課金法により1981年から実施)、事業計画の認可、下水道事業に対する補助金の交付等広範な権限を有している。

公共下水道の事業主体は、市町村及び水組合であり、州からの補助金や排水賦課金を財源とする補助金（償還が必要）、借入金等を事業財源としている。市町村に係る事業形態は、州水法に定められており、通常の行政主体としての市町村、独立採算制を採る市町村が経営する公企業、私法に基づく市町村所有の組合、民間事業者（ただし、公法上の責任は市町村に留保されている）の4つがある。水組合の有する権限は、地域により様々であり、枝管は市町村が整備・維持管理を行い、幹線管渠及び処理場については水組合が整備・維持管理を行っている場合（ルール水組合）や小規模な処理場については市町村がその整備を行い、維持管理は水組合が行う場合（リップ水組合）がある。

また、維持管理の財源については、補助金はなく、必要な費用は下水道使用料で賄われている。

（出所：（社）日本下水道協会「欧米主要国の下水道行政」；

ドイツ連邦環境省，“Water Resources Management in Germany”）